第3-17表 労働者派遣事業

Table 3-	Table 3-17: Temporary employment agency services		
	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状	
日本	・根拠法:労働者派遣法(1985年制定,直近の改正は2012年) ・特定労働者派遣事業(労働者派遣の対象となる派遣労働者派遣事業(労働者派遣事業)付属出制,一業務、企業務、企業務、建設業務、整備業務、病院等等に等を除く)」は原則禁発。・派遣期間:ソフトウェア開発等26業務、等は制限なし。それ以外は最長3年にも、派遣知の労働・社会保険の場合期間:ソフトウェア開発等26業務等は制限なし。それ以外は最長3年にも、派遣先には、派遣元からるが、連帯責任は、派遣先には、派遣元からるが、連帯責任は、30日2年の主な改正点(1)事業規制の期間を定めて雇用す管理る場合の期間を定めて雇用の転りらいの原則禁止(適正な雇用等での場合、雇用機会の確保が特に困難の8場は制制、離職した労働者を離職後1年とを対り、20派遣労働者として受け入れることを禁い、遺労働者として受け入れることを禁い、遺労働者の無期雇用化や待遇雇規権の時に派遣、労働者として受け入れることを禁い、造者を対した労働者を解し、派遣労働者の無期雇用化や待遇雇税権金等の決定に対する迅速・的確の必然に、無期雇用ののの機能会等に対した労働者を考慮。(3)違法派遣に対する迅速・的強ながら派遣先の労働者を受け入れるには、派遣先が派遣労働者を受け入れるには、派遣先が派遣労働者を受け入れるとる場合契約を申し込んだものとみなす。	雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人に労働に労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする(労働者派遣法第2条)・派遣労働者数:127万人(雇用者全体に占める割合は2.3%)(2014年10月、労働力調査、総務省)・若年層(34歳以下)の割合:35.3%(2014年10月,労働力調査、総務省)・男45.5%、女57.5%(2014年10月,労働力調査、総務省)・主な業種:情報通信業(事業所割会26.9%)、金融・保険業(同19.1%)、製造業(同18.3%)、不動産業・物品賃貸業(同17.6%)(2012年派遣労働者実態調査、厚生労働省)・主な業務:事務用機器操作19.5%、物の製造18.5%、一般事務16.7%、ソフトウエア開発7.5%(2012年派遣労働者実態調査、厚生労働省)・派遣契約期間:1か月以下1.9%、1か月超2か月以下6.7%、2か月超3か月以下25.3%、3か月超6か月以下20.0%、6か月超1年以下15.6%、1年超3年以下10.3%、その他20.1%(2012年派遣労働者実態調査、厚生労働省)	
アメリカ	・連邦法レベルでは、人材派遣業に関する規制は存在しないが、州レベルでは、届出・登録を求める規制もみられる(マサチューセッツ州、ニュージャージー州、ノースカロライナ州等)。 ・人材派遣会社及び顧客企業は、派遣労働者の「世界は田老」に、て美別林にはの第	・主な業種:サービス業, 製造業, 卸小売業 ・主な業務:生産・輸送・運搬職30.1%, 事 務・管理サポート職24.8%, サービス職 15.6%, 専門職・関連職12.7%, 経営・管	

(注) 1) 2006年より医療関連業務については産休等の代替要員、医師についてはへき地に限り派遣 が認められている。

理•財務職7.6%, 販売職2.1%(2005年, 労

・若年層(34歳以下)の割合:49.1%(2005

· 男女比: 男性47.2%, 女性52.8%(2005年,

働統計局)

年, 労働統計局)

労働統計局)

・人材派遣会社及び顧客企業は,派遣労働 者の「共同使用者」として差別禁止法の適

・派遣業界団体は,アメリカ人材派遣業協会

用を受ける。

(ASA)

第3-17表 労働者派遣事業 (続き)

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

	労働者派遣事業についての法担制	労働者派遣事業の現状
イギロス		
イギリス	・根拠法:1973年職業紹介法(許可制ベース)。 1994年法により、民間職業紹介と同様、1973 年法の許可制を廃止。届出も不要。但し、2002年からは農業や食品加工など一部業種への労働者供給事業が許可制となった。2003年法でさらに規制を緩和(手続きの簡素化)するとともに、派遣労働者の権利拡充(手数料規制強化、派遣元及び派遣先企業の責任の明規により、派遣期間が12週間超の派遣労働者との間の労働条件等の均等待遇を規定。 ・規則における派遣労働者とは、派遣事業者との履者との間の労働条件等の均等待遇を規定。 ・規則における派遣労働者とは、派遣事業者との雇用契約または役務の提供に関する決定を規定を対していない。但し、派遣前6か月以内に派遣先の監督・指示を受けて働く者を指す。 ・取扱職種、派遣期間、事由の制限は設けられていない。但し、派遣労働者の派遣の禁止、派遣労働者が派遣先企業に雇用されていた派遣労働者の派遣の禁止、派遣労働者が派遣先企業に雇用されることを禁止してはならないこと等の規制がある。	労働者派遣事業の現状 ・派遣労働者数:152万人(雇用者全体に占める割合は5.2%)(派遣事業者調査,2007年) ²⁰ ・主な業種:農林水産・エネルギー・建設業5%,製造業20%,流通・宿泊・飲食店7%,運輸・通信11%,銀行・金融・保険27%,公務29%(労働力調査,2007年)・主な職種:秘書・事務26%,基礎的(非熟練)25%,加工・工場労務・機械操作15%,専門職9%,準専門職・技術職7%,対人サービス7%,熟練工4%,販売・顧客サービス4%,管理職・上級職2%(労働力調査,2007年)・若年層(34歳以下)の割合:61%(労働力調査,2007年)・男女比:女性44%(労働力調査,2007年)・男女比:女性44%(労働力調査,2007年)・派遣期間:3か月未満29%,6か月未満52%,12か月未満71%(労働力調査,2007年)
ドイツ	による自己規制メカニズム(行動規範及び自主監査制度,苦情処理制度)が整備されている。 ・根拠法:1972年労働者派遣法(AÜG)(2002年大幅改正) ・労働者派遣業を行う場合,連邦雇用エージェンシーの許可が必要。適用除外業務は、建設業(但し,一般的拘束力のある労働協約の適用を受ける場合は可能)。 ・派遣規間の上限は段階的に延長され、同一派遣先に同一派遣労働者を派遣する場合、当初3か月であったものが2001年までには24か月となっていたが、2002年派遣法改正により、上限規制は撤廃となった。同改正はまた、賃金、労働条件の均等待遇原則を義務化(但し、労働協約に別段の定めがある場合等を除く)。 ・2012年1月に派遣労働者に対する最低賃金を導入(2014年1月1日より東部7.85ユーロ、西部8.50ユーロに引き上げ。2015年4月1日から、さらに東部で4.3%、西部で3.5%引き上げ予定)。 ・派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。 ・2011年4月には派遣業界団体のBZAとBAPが合併して人材サービス業者全国使用者連盟(BAP)を結成した。	 ・派遣労働者数:約77万3千人(雇用者全体に占める割合は2.7%)(2011年4月,連邦雇用エージェンシー(BA)統計2011年7月) ・主な業務:非熟練,金属・電機,事務,サービス(2010年,BA統計) ・若年層(34歳以下)の割合:62.3%(2003年) ・男女比:男性72%,女性28%(2010年12月,BA統計) ・派遣期間:1週間未満10%,1週間以上3か月未満47%,3か月以上43%(2010年,BA統計)

2) イギリスの労働力調査による公式数値は30万人程度(2012年時点)であるが、実数値を大幅に下回るものである可能性が高い。このため、ビジネス・企業・規制改革省(BERR)が2007年に実施した派遣事業者調査の結果を示した。

労働者派遣事業についての法規制 労働者派遣事業の現状 フランス ・根拠法:労働者派遣に係る1990年7月12日法(最初の フルタイム労働者数換算:約 派遣法制定は1972年。これまでの主な改正内容は派 52.5万人(Volume de travail en é 遣事由及び派遣期間に関するもの)。 営業開始にあたって,その所在地の労働監督官に事 前届出をすることが義務付けられている。また、財政 的保証が必要。 ・産業医としての派遣労働は禁止されている。 ・派遣労働の利用禁止事由は,(1)争議参加労働者の 代替,(2)危険業務,(3)経済的解雇実施後の6か月 間,(4)派遣期間満了後,一定期間経過以前の派遣 用者全体に占める割合は3.0%) 労働の利用(代替労働,緊急作業の場合を除く)。 主な業種:製造43.7%, サービス ・恒常的業務に関わる派遣労働の利用は禁止されて おり、利用事由は、(1)代替要員の補充、(2)企業の業 0.5% 務量の一時的変化への対応,(3)本来的に一時的な 業務(季節労働等), (4)雇用政策上の措置(訓練目的 の派遣労働及び就職上の困難に直面する者の派遣 労働)―のいずれかでなければならない。 ・派遣期間の上限は原則18か月, 更新は1回まで(更新 1.9% 若年層(34歳以下)の割合: 前の契約期間と合わせて18か月以上は、原則として 不可)。他の雇用者の代替要員及び安全確保のため 60.2% の緊急作業の場合は最長9か月。 ・派遣先労働者との賃金、労働条件の均等原則あり。 27.2% 派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連 · 平均派遣期間:1.7週 上記はいずれも2012年の値 帯責任あり。 ・2005年1月18日可決の社会統合法により、派遣業事 業を失業者に対する職業紹介にも拡大(職業紹介の 解禁)。 労使協約に基づき,派遣会社の拠出による派遣労働 者訓練基金(FAFTT)及び派遣労働雇用基金 (FPETT) が 設 けられている。派 遣 業 界 団 体: 中国 ·根拠法:中国労働契約法(2008年制定, 2013年改 正), 労働者派遣暫定規定(2014年3月施行) 者全体に占める割合は13.1%。 ・派遣労働が可能な業務: 臨時的・補助的・代替的業 「国民経済産業分類」(2011年公 務に限る。「臨時的」は「期間が6か月を超えない業 布)の20分類のうち、16分類の産 務」、「補助的」は「主要な業務のためにサービスを提 業で派遣労働者が使用されてい 供する業務」、「代替的」は「労働者が学習・休暇等に る。 より就労不可能なため代替する業務」を指す。

- ・派遣労働者数は派遣先が使用する労働者数の10% を超えてはならない。
- 派遣労働者は派遣先の労働者と同一の労働に対し て同一の賃金を享受する権利を有する。派遣先企業 はこの労働者に対して,同等の職務を行う者と同一の 賃金を支給しなければならない。派遣元企業が被派 遣労働者と締結する労働契約及び派遣先企業と締 結する契約は、この規定に適合するものでなければ ならない。
- ・派遣事業を行うための最低登録資本金は200万元。 行政の認可も必要。
- 労働契約法が定める規定に違反した場合,派遣元企 業には期限を定めた是正命令が下される。期限を越 えても是正されない場合,派遣元企業に対して,派遣 労働者一人につき5,000元以上1万元以下の罰金が 課される。

- quivalents-emplois à temps plein: 全派遣労働者の派遣労働者とし ての就業週数の総計を52週で 除したもの、すなわち派遣労働 者が,年間を通じ,フルタイムで 派遣労働者として就業していた と仮定した場合の労働者数。雇
- 34.5%, 建設21.3%, 農林水産
- ・主な業務:非熟練生産労働者 35.4%, 熟練生產労働者42.2%, 事務系労働者12.2%, 幹部職・ 職長・技術者8.3%, 上級幹部職
- 男女比:男性72.8%,女性

- 派遣労働者数:3700万人。雇用
- 出稼ぎ労働者の割合:52.6%。 平均年齢:31.4歳,30歳以下の 割合:54.2%
- · 平均賃金: 2508.06元 (2011年5
- 派遣労働者の割合が比較的高 い産業:建築業(36.2%), 情報通 信業(17.9%)、電力・ガス・水道 (15.3%)
- ・派遣労働者の割合が高い企業: 国有企業(16.2%), 外資企業 (14.0%)
 - 上記はいずれも中国総工会「派 遣労働者の雇用に関する現状 調査 (2012年6月発表)による 2011年の推計値

第3-17表 労働者派遣事業 (続き)

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

労働者派遣事業についての法規制 労働者派遣事業の現状 韓国 ・根拠法:派遣労働者の保護等に関する法律(1998年) 派遣労働者数:13万2,108人(派 制定) 遣対象業務 9万1,184人,一時 許可制:労働者派遣事業を行う者は,雇用労働部長 的・断続的事由に基づく業務 4 官の許可を受けなければならない。 万924人) 対象業務: 主な職種:事務支援従事者 (1)派遣対象業務:製造業の直接生産工程を除いて 37.6%, 顧客関連事務従事者 専門知識・技術・経験または業務の性質などを考慮 9.5%, 自動車運転従事者7.1%, して適切であると判断される大統領令で定める業務 集金及び事務従事者4.6%, 飲 (現在はコンピュータ専門家の業務等32業務)。 食調理従事者15.1% ·派遣期間:1~2年未満 21.5%, (2)一時許可業務:出産・疾病・負傷等で欠員が生じ た場合及び一時的・断続的に人材を確保する必要が 9か月~1年未満 12.6%, 6か月 ある場合の業務。 ~9か月未満 9.7%, 3か月~6 か月 17.4%, 3か月未満 38.8% ・絶対禁止業務:建設工事現場・荷役・船員等の業 (2013年上半期) 派遣期間制限: (1)派遣対象業務:原則1年まで。但し、1回に限り最長 1年まで延長可能。延長期間を含む総派遣期間は2 年を超えることができない。なお、高齢者(55歳以上) については、2年を超えて派遣期間を延長できる。 (2)一時許可業務:出産・疾病・負傷等の場合は、その 事由の解消に必要な期間。一時的・断続的に人材を 確保する必要がある場合は、最長6か月以内の期 均等待遇:派遣元と派遣先は、派遣労働者であること を理由に派遣先事業所の同種または類似の業務を 行う労働者と比べて差別的処遇をしてはならない。派 遣労働者は,差別的処遇を受けた場合,労働委員会 にその是正を申請できる。 直接雇用業務:次のような不法派遣の場合は、派遣 労働の期間に関わりなく,派遣先が派遣労働者を直 接雇用する義務が生じる。 (1)派遣対象業務以外の業務(一時許可業務を除く) に派遣労働者を使用した場合。 (2)絶対禁止業務に派遣労働者を使用した場合。 (3)派遣対象業務で2年を超えて継続的に派遣労働 者を使用した場合。 (4)雇用労働部長官の許可を得ていない派遣事業者 から労働者派遣による役務の提供を受けた場合。 (5)出産・疾病等による欠員の解消に必要な期間を超 えて派遣労働者を使用した場合。 (6)一時的・断続的事由の派遣で、6か月を超えて派 遣労働者を使用した場合。 (7)不許可または重要事項変更の届出をせずに派遣 労働者を使用した場合。

資料出所 日本:厚生労働省,総務省統計局ウェブサイト

アメリカ:労働統計局「2005年特別調査」

イギリス:Gov.ukウェブサイト

ドイツ: 連邦雇用エージェンシー(BA)、連邦政府(Bundesregierung)及びBAPウェブサイト フランス: 労働省 (2013) L'intérim en 2012: fort repli du travail temporaire

中国:人的資源社会保障部,全国総工会等

韓国:労働政策研究・研修機構(2012)「諸外国の労働者派遣制度における派遣労働者の受 入期間について」,雇用労働部「2013年下半期労働者派遣事業現況」及びウェブサイト

その他: European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions (2006) Temporary Agency Work in an Enlarged European Union等